

宮崎労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1. 目的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2. 推進員設置対象事業所

原則として、次の基準に該当する事業所を、推進員を設置する事業所として選定するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が 80 人以上である事業所。ただし、労働者派遣事業及び職業紹介事業を営む事業所については、従業員の数が 1 人以上である事業所
- (2) 常時使用する従業員の数が 80 人未満であって、就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所
- (3) 常時使用する従業員の数が 80 人未満であって、公正な採用選考について特に理解のある事業所

3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任するものとする。

4. 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5. 推進員の選任状況の把握

公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から別に定めるところにより、報告を求めるものとする。

6. 推進員に対する研修等の実施

都道府県労働局職業安定部職業安定主務課及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

7. その他必要な事項は別に定める。

8. 施行日

- この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より改定施行する。
この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日より改定施行する。
この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日より改定施行する。